

新潟県立武道館規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第55号**

新潟県立武道館規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県立武道館条例（平成28年新潟県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県立武道館（以下「武道館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第2条** 条例第4条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 武道館の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**別記様式（第2条関係）**

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

㊦

新潟県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立武道館条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類